

令和4年度事業計画

我が国の景気は、内外における新型コロナウイルス感染症が長期化しており、オミクロン株の流行による感染の第6派の急拡大による影響から厳しい環境は依然として続いており、ウィズコロナの下で、政府においては、社会経済活動の再開・継続を図り、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を柱とする「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を迅速かつ着実に実行することを通じて、公的支出による下支えを図りつつ、消費や設備投資といった民需の回復を後押しし、「成長と分配の好循環」の実現により経済を自律的な成長軌道に乗せるとされているが、感染状況の先行き不透明感は強く、企業収益や業況感は大幅に悪化したあと、徐々に改善しているとされているものの、コロナ禍における家計・企業行動はあらたな様式スタイルの確立などにより大きく変容し、消費者マインドは悪化する厳しい状況となっております。

東日本大震災より11年が経過し、復旧・復興事業の発注業務も令和2年度でほぼ完了したものの、その工事施工は依然として続いており、震災時は「命の道」として活用され、復興のリーディングプロジェクトとして進められた「三陸沿岸道路」も昨年3月に宮城県内延長126kmが開通し、12月には最後の未開通区間であった岩手県内の普代―久慈IC間が供用されたことにより、念願の仙台市から八戸市までの359kmが全線開通となり、南北のダブルネットワークの構築は物流や観光、経済にも大きく寄与するものと大きな期待が持たれ、あらたなまちづくりによる新しい賑わいが生まれるとともに企業立地も進むなど、既にその効果は発揮され始めております。また、巨大津波によって貴重な財産がガレキと化し、甚大な被害となった沿岸部一帯においても生業の再生・復興等、被災地の姿も様変わりし、着実に復興への歩みを進めてまいりました。

一方で、全世界から受けた支援に対して、復興を発信する機会となる復興五輪と位置づけられた「東京2020オリンピック・パラリンピック」が、開催延期とともに観客を制限して昨夏に実施され、また、気仙沼市や登米市が舞台地となったNHK連続テレビ小説「おかえりモネ」が放映されたことにより、全国的な知名度も上昇し、観光関連での大きな期待を寄せていたところではありますが、長期化するコロナ禍にあっては、あらゆる経済活動が影響を受けており、これらの効果・影響については残念ながら十分とはいえない状況にあります。

そのような中で、地域建設業は、地域の医療や物流、生活等に支障を来すことのないよう、復興完遂に向けた復興事業や維持管理を含めた社会インフラの整備に対し、感染防止の必要な対策を講じたうえで、工事施工を進め、停滞する経済や雇用への貢献も非常に大きく、地域の基幹産業であるとともに地域の守り手としての重要性・必要性を再認識しているところでもあります。

東日本大震災以降、気候があらたなステージへと移行し、毎年のように全国各地に激甚

化・頻発化する多種多様の災害をもたらし、昨年も静岡県熱海市での土石流災害となった7月集中豪雨や九州地方等に被害をもたらした8月の大雨によって多くの尊い人命が失われ、本年1月には南太平洋の島国・トンガの海底での大規模な火山噴火の影響により、北海道から沖縄の広範囲にわたり太平洋側沿岸などに津波警報が夜中に出されるなど、一時緊迫した状況となりました。

相次ぐ自然災害を鑑み、政府においては重要インフラの機能確保のための緊急点検を実施、「防災・減災、国土強靱化のための3ヵ年緊急対策」重点化による別枠での臨時・特別の措置として、令和2年度までの3年間で7兆円が計上されたところではありますが、最近の気候変動に対応した整備基準の見直しとともに、未来への投資としての通常枠予算の拡大や、令和3年度以降の「防災・減災・国土強靱化のための緊急対策」の特定財源化による長期の取組などが望まれる中で、一昨年12月に3ヵ年緊急対策の後継施策として、国民の生命・財産を守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図り、災害に屈しない強靱な国土づくりを進める必要性から、事業期間・規模を大きく拡充した「防災・減災、国土強靱化の5ヵ年加速化対策」を閣議決定し、初年度分として令和2年度3次補正予算で手当され、令和3年度12月の補正予算では国費で1兆5,210億円を確保、国土強靱化関係補正予算全体としては1兆8,495億円が計上されたことは、未来への大きな投資となるとともに、被災地宮城県の発展に向けた復興の後押しとなることに大きな期待が持たれています。

また、これまで家畜伝染病としての「口蹄疫」や「鳥インフルエンザ」等への対応に備えてきたところではありますが、平成30年9月に岐阜県の養豚農場において、国内で27年ぶりに豚熱(CSF)が発生して以来、北上する野生いのししから豚熱の陽性事例が確認されている感染状況を踏まえ、随時、ワクチン接種推奨地域の見直し拡大が実施され、現在では、宮城県もこの地域指定を受けて県内豚舎全ての家畜豚でのワクチン接種が実施されております。

そのようなワクチン接種や徹底した対策が講じられている中、昨年末に初めて宮城県内養豚農場において、12月12日に大河原町、12月25日には丸森町で豚熱が確認されたことにより、大河原町農場(疫学関連農場としての白石市農場を含む)では24時間4交代での対応、丸森町農場(疫学関連農場としての大崎市農場を含む)では寒さや雪による夜間作業の危険性から、日中のみの対応となりましたが、長期化したことにより年末年始返上での対応を余儀なくされるなど、地域インフラの除融雪業務も担う時期での過酷で困難な作業に対し、仙南支部会員を中心に協会組織として、殺処分地内での運搬・積込みや埋却作業等の約18,000頭の防疫措置を担ったところでもあります。このように、家畜伝染病における防疫措置は蔓延防止の観点から、地域建設業が中心的な役割を担っており、有事の際には県内全域に会員企業を有する当協会が組織力を持って対応すべく、各機関との情報共有のもとで、事前の防疫措置の座学や実地訓練の実施など、引き続き当協会が定める防災業務計画に基づきながら体制整備に努めてまいります。

県内建設業界では、コロナ禍にあっても、徹底した対策を講じたうえで、令和元年東日本台風を含めた東日本大震災の総仕上げに向けた取組を進めるとともに、国土強靱化の5ヵ年加速化対策事業など、安全・安心の確保に向けて最前線で活動を展開する建設現場の

施工において、工事によっては厳しい工期や条件下、複雑・困難な現場環境もあり、より手間のかかる工事に対しては、様々な新技術の活用や創意工夫を凝らしながらの現場施工が求められております。

そのようなことから、施工現場では引き続き大変窮屈な中での施工を強いられることにより、現場実態とのかい離が非常に大きく、必死で復旧・復興事業に尽力する地域建設業が経営的に厳しい状況に陥りかねない大きな危機感から、これまで当協会と致しましても会員企業の実態をとらえ、様々な機会を通じて関係方面に対し強力に要望・提言活動を展開し、「復興係数」や「復興歩掛かり」「労務単価の引き上げ」「前金払の引き上げ」等、円滑な施工確保のための被災地特例施策が講じられており、本年1月の「第12回復興加速化」会議において、一部「土工における復興歩掛り」が低減されたものの、令和4年度の被災地特例施策の継続が決定致しました。今後は、復興事業等が収束する中でも、現場の施工環境が依然として改善の兆しが見られない状況において、被災地の地域建設企業の利益率が大きく悪化することが予測されており、今後も現場実態を的確に捉え、安心した施工環境の確保が図られるよう協会組織として、復興係数・復興歩掛りに代わる(仮)地域係数や担い手係数、激変緩和係数等、「地域の守り手」として継続して活動ができる適正な利潤の確保が図られるよう、円滑な施工確保対策の構築に向けた活動を展開してまいります。

少子高齢化を背景に生産年齢人口が減少する中で、高齢化の進展が著しい建設業における将来の担い手確保に向けた処遇改善、環境整備が急務であります。社会インフラの品質確保と中長期的な担い手の確保・育成を図るため、建設業における適正な利潤の確保を発注者責務として、働き方改革や生産性向上等のさらなる反映を盛り込んだ「新・担い手3法」により、官民連携による建設業の担い手の確保・育成の推進に向けた各種対策も矢継ぎ早に講じられており、あらたな3K(給料・休日・希望)に「カッコいい」を加えた「新4K」を掲げての将来にわたる建設業の担い手の確保・育成に向けた魅力ある建設現場を実現することが早急に求められております。また「働き方改革」への対応においては、令和6年度から労働基準法の改正法による時間外労働の罰則付き上限規制が適用される待ったなしの状況にあります。

コロナ禍にともなって、取り巻く環境も、経済・社会システムに大きな変化をもたらし、建設現場でのリモート化・遠隔臨場・非接触対応等、建設分野におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進がその原動力として期待され、週休2日や賃金アップ、建設キャリアアップシステム(CCUS)を始めとした処遇改善施策等、建設業界挙げての対応が急速に進められる中で、地域建設業にも大きな変革が必要とされております。

昨年11月開催の「新しい資本主義実現会議」において、政府調達の対象企業の賃上げを促進するため、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置など政府調達の手法の見直しの検討がなされ、原則、国発注工事において令和4年度契約分より適用される総合評価落札方式での賃上げ企業に対する加点措置が公表され、その運用においては、多くの課題・問題点があることから、当協会でも各方面への意見・提言を行い、具体的な確認書類の運用においてしっかりと反映されたところではありますが、上半期の実態を検討したうえでの令和5年度以降の対応についても注視が必要とされております。

このような賃上げ施策等が実行される中で、公共工事設計労務単価については、先般2月18日に10年連続の引き上げが公表となり、宮城県主要12職種単価では前回は4.8%増（全職種平均2.7%増）となり、平成24年度比では7～8割アップとなったところであります。

当協会においては、3A運動（あんぜんに、あかるく、あたたかく）事業と連動した展開により、魅力ある建設現場の実現への取組を促進し、協会内に設置した「宮城建設女性の会2015」や生産性向上に向けた「i-Construction小委員会」、さらには「働き方改革検討特別委員会」などの各種委員会と連動させ、協会会員における働き方改革への取組の浸透を図るべく、当協会で策定する「働き方改革への取組要綱」や、休日の確保に向けた「週休2日制促進カレンダー」をあらたに作成・配布し、各発注機関や宮城県建設産業団体連合会などと協働で年間を通じた一斉現場閉所を設定する等、週休2日や4週8休の実現を後押しする動きを加速させるとともに、国や宮城県、さらには市町村にも広がりを見せるCCUSの現場適用についても、建設技能労働者のキャリアパスが描ける処遇改善が図られるよう、やりがいと誇り、魅力の持てる建設業のさらなる環境づくりに努めてまいります。さらには、建設業としての特性を活かした地域に根ざした様々な地域貢献活動への取組、地域の基幹産業としての使命を果たしながら、地域建設業の正しい理解促進のための戦略的広報にも積極的に取り組んでまいります。

災害対策基本法に基づく宮城県の指定地方公共機関に位置づけられ、大きな責務と役割を担う当協会が、今後も地域の安全・安心で快適な暮らしを支える「地域の町医者」として、地域並びに住民のニーズに応えるべく体制強化に努め、また「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向けたSDGsや脱炭素社会の構築に向けた温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」への取組が求められている中で、今後の地域建設業として、直面している環境や経済、社会の様々な課題解決に向けて「地域の町医者」として活動する協会会員企業がしっかりと地域とともに歩み続けられるよう将来のあるべき姿に向かってさらなる検討・対策を講じてまいります。

引き続き、東日本大震災復興事業の最終年での復興完遂と未来への投資となる安定的な通常予算枠の確保に向けた事業を最優先に進めつつ、処遇改善、働き方改革や生産性向上による担い手の確保・育成事業、震災の教訓の発信などを中心に取組を進めますが、健全な産業として再生発展を図るため、(一社)全国建設業協会などの全国組織団体及び県内関係団体とのさらなる連携強化を図り、将来にわたって安全・安心で快適な暮らしを支えるための国土強靱化や地方創生に向けた真に必要な社会インフラの確保と必要性、適正な経費を確保し企業存続ができる入札契約制度の確立、地域建設業の持続的な経営を可能とする適正な建設市場の構築に向けた制度設計について、国・地方自治体などに対し積極的に提案・提言活動を展開するとともに、会員企業のあらゆる自助努力を強力に推進致します。

本年度も、会員皆様のご協力を得ながら、効果的・効率的な事業活動を展開してまいりますので、なお一層のご支援とご協力をお願い致します。

令和4年度の基本方針と主要事業の具体的内容は次のとおりです。

※SDGsとは、Sustainable Development Goals「持続可能な開発目標」の略称

I. 未来への投資としての真に必要な社会インフラの計画的・継続的な推進の取組

東日本大震災における復旧・復興事業も令和2年度内で発注業務がほぼ完了し、明許繰越し、事故繰越し制度を活用しての令和4年度内での復興完遂を目指し、現在も進められているところであります。

また、令和元年東日本台風においては、鳴瀬川水系や名取川水系、阿武隈川水系の観測所の多くで観測史上最高上位を更新するなどにより、県内の19河川・37箇所が決壊、各地に土砂崩れや冠水・浸水などの甚大な被害をもたらし、被災地に再び大きな爪痕を残したことから、この台風災害における復旧・復興工事については、現在が最盛期となっており概ね令和6年度までの計画で進められております。

長期化するコロナ禍において、あらゆる経済活動が影響を受ける中でも、地域建設業は、地域の医療や物流、生活等に支障を来すことがないように、維持管理を含めた生活・社会インフラの整備に対し、感染防止の必要な対策を講じたうえで、工事施工を進め、停滞する経済や雇用への貢献も非常に大きく、地域の基幹産業であるとともに様々な震災対応や社会インフラの担い手、さらには「エッセンシャルワーカー」として、地域ともに歩み、地域を支える地域建設業であることに誇りを持っているところでもあります。

一方で、これまで、大災害を経験した被災地においては、復興後の激減する建設投資額から、地域建設企業の倒産・撤退が相次ぐ実態があり、宮城県内においても復興予算が大きく確保されていたため、通常予算が激減しており、10年間の復興予算がなくなる令和3年度以降の県内の建設投資額の落ち込みに大きな懸念が持たれていたところですが、令和3年度当初における県内公共事業費は大震災前よりも厳しい現実であり、復興事業等の手持ち工事がある程度確保されている一部企業はあるものの、全体的には落ち込みが激しく受注環境が大変厳しい状況となっております。

近年は気候変動の影響等により様々な自然災害が激甚化・頻発化しており、昨年7月の静岡県熱海市での土砂災害、8月の大雨や年末年始の豪雪等により多くの尊い人命と貴重な財産が失われており、宮城県内ではこれまで復旧・復興事業として被災沿岸部への集中的な投資が行われてきたことから、内陸部等の通常事業や老朽化対策が滞っている状況にあり、政府が災害に屈しない強靱な国土づくりを目的とした「防災・減災、国土強靱化のための5ヵ年加速化対策」として別枠での投資が進められる中で、通常予算の確保とあわせて、別枠での国土強靱化予算の確保が求められております。

復興のリーディングプロジェクトとして進められた「三陸沿岸道路」の全線開通や4車線化により、利便性が大きく向上したことによりこの沿線への企業立地が100件を超えるとともに、道路線形を含め冬季等における安全性などにより利用が大幅に伸びている実態にあり、公共投資によって民間事業が誘発されており、まさに雇用と経済への効果が如実に現れております。

少子高齢化・人口減少時代の到来により、安心して産み育てられる環境が求められる状況において、国土強靱化による安全・安心の街づくりとともに、地域の魅力が発信できる企業立地による雇用の場の創出や国際交流・物流拠点・観光等、さらなる定住・交流人口を増加させるためにも社会インフラの整備が必要不可欠であります。

被災地宮城県のさらなる発展に向け、国土強靱化に向けた5ヵ年加速化対策における別枠での予算獲得はもとより、未来への投資となる真に必要な社会インフラへの安定的・継続的な通常予算の確保・整備促進について、追加的予算措置も含めて提言・要望を行います。

(1) 社会インフラの計画的・継続的な確保

少子高齢化時代を迎え、ミッシングリンクを解消するとともに、生産性向上にも重要な役割を果たす道路網や港湾施設などの社会インフラの整備は他地域との交流・連携を強化し、空港や港湾施設の国際交流・物流拠点としての充実、並びに宮城県の産業・経済・文化・観光など地域全体の活性化となり地方創生へと直結するものでもあり、さらには災害時の緊急輸送、救急医療などに大きく寄与するものがあります。

また、「三陸沿岸道路」や「仙台市地下鉄東西線」の整備後の状況は、新たな企業立地が進み、街づくりが形成される等、民間需要の創出に大きく貢献しており、一般的には公共投資を行うことで1.5倍の民間需要が創出されるとのデータが示されているところでもあります。

一方で、被災地にはこれまで復興予算が投入されていたことから、宮城県の通常予算枠が震災以降大幅に減額され3割程度が減少のままであり、震災前の県内公共事業費が半減している実態にあります。

明るい未来への投資としての真に必要な社会インフラの計画的・継続的な確保について経済団体や関係機関とともに、一般も含めた社会インフラへの正しい理解が進むよう説得性を持った各方面への要望・提言活動を強く展開する。

- ① 令和4年度公共事業当初予算は、前年度当初予算とほぼ同額の6兆575億円が確保されておりますが、国や関係機関等に対して、宮城の発展に向けた計画的・継続的な真に必要な社会インフラのための予算確保について要望・提言活動を展開する。
- ② 令和3年度からの防災・減災、国土強靱化の5ヵ年加速化対策では、事業範囲が大幅に拡充され、治水事業では流域全体であらゆる関係者が連携して行う「流域治水」の推進を図ることが盛り込まれており、宮城県内においても早急な対応が求められているところでもあります。国が地方自治体に策定を働き掛けている国土強靱化地域計画が令和6年度末に出そろい見通しとなっておりますが、地域計画に実施箇所などが具体的に明記された事業とする交付金・補助金が手当されていることから、県内各自治体における「国土強靱化地域計画」への適切な事業の反映が望まれており、当協会で作成する真に必要な今後の社会インフラとして県内地域毎にまとめた「事業インフラプロジェクトマップ」の更新作業のうえ働き掛けを行う。
- ③ 維持管理・更新時代や次世代の建築物を見据えた対応

これまで建設してきた社会インフラの老朽化による大更新時代を迎え、今後、維持管理分野の重要性が一層高まること、特に、宮城県内においては早期復興を最優

先し整備をしていることから、維持管理・更新事業が後回しとなり停滞している実態にあります。3月に発生した東日本大震災の余震においては、県内でも各地で水道管の損壊による断水が発生し生活に支障を与えるなど、宮城県内の水道管の耐震化率も46.4%にとどまっております。維持管理分野を見据えた「地域の町医者」として活動する地域建設業の役割を果たすため、「地域維持型発注方式」も広がりを見せておりますが、協会組織として、その地域にあった入札契約制度や歩掛り、適正な価格の算出等、調査・分析のもとに、関係機関に対し必要な要望・提案を行うとともに、維持更新時代を見据えた企業体制づくりや地域維持を支え、それらを担っていく協会組織・地域建設業の体制強化に努める。

建築分野においては今後のリフォーム事業への取組や地域木材の活用拡大に向けた新たな木質部材等の製品・技術の開発も進み、中高層や非住宅で木材を積極的に利用できる環境が整いつつあり、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律により、県内地方自治体の動向でも既にCLT等による建築物が先行事例となるなど、今後さらにCLT等の木材活用が広がっていくことが予想される。当協会建築委員会を中心として、それら普及推進を図り、平成28年2月に設立された「宮城県CLT等普及推進協議会」と連携しながら、CLT等施工に関する技術や知識啓蒙などの活動を展開する。

(2) 国土強靱化の推進

相次ぐ自然災害を鑑み、政府においては重要インフラの機能確保のための緊急点検を実施、「防災・減災、国土強靱化のための3ヵ年緊急対策」重点化による別枠での臨時・特別の措置として、令和2年度までの3年間で7兆円が計上されたところではありますが、この3ヵ年で国土強靱化が全て完了するわけもなく、現在の気候変動に対応した整備基準の見直しとともに、令和3年度以降の「防災・減災・国土強靱化のための緊急対策」の特定財源化による長期の取組などが望まれる中で、一昨年12月に3ヵ年緊急対策の後継施策として、国民の生命・財産を守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図り、災害に屈しない強靱な国土づくりを進める必要性から、事業期間・規模を大きく拡充した「防災・減災、国土強靱化の5ヵ年加速化対策」としての15兆円が閣議決定し進められているところであります。宮城県土における安全・安心で快適な暮らしを支える国土強靱化策を進めるため、通常予算とは別枠での国土強靱化予算確保に向けた働き掛けを行うとともに、これまで整備してきた社会インフラの老朽化・更新時期が迫る中で、5ヵ年加速化対策後の後継施策について、維持管理費を含めた国土強靱化対策の別枠での確保の堅持などについても活動を展開する。

(3) 復興完遂に向けた取組

復興事業も事故繰越制度を活用した総仕上げの施工が続いており、依然として現場条件が厳しい環境の工事となっている復旧・復興事業について、令和元年東日本台風災害における最盛期となっている復旧事業も含め、円滑な施工確保のもとで現

場施工がなされるよう、今後も現場実態を注視しながら諸課題解決に向け、当協会内での意見・提案をとりまとめる。また、施工現場の実態調査の実施など、実態に即した各種施策が的確に反映されるよう努めるとともに、総力を結集した取組を引き続き実践する。

(4) 震災伝承の取組

震災の教訓が今後の防災・震災対策への参考となるよう、また、地域建設業として県内一円を網羅し、全国ネットワークを有する建設業団体の必要性など、後世に正しく伝える震災記録誌第1弾を平成24年12月に発刊して以降、毎年継続しており、令和4年2月には第10弾の発刊となったところであります。復興完遂の最終年の予定とされる令和4年度においては「完結編」として、この大震災を風化させることなく復興の現状とこれまでの復興の記録をまとめた震災記録誌などを作成し、広く一般並びに関係者などに配布する。

被災地においては、教訓を学ぶための震災遺構や展示施設を結んだ震災伝承施設をネットワーク化する「3.11 伝承ロード」の活用も進められており、産学官民が連携した「一般財団法人 3.11 伝承ロード推進機構」が設立されました。当協会と致しましてもこの推進機構などと連携し、震災を風化させない、教訓を伝え続ける役割を担っていることを強く認識し、会員企業の研修も含め伝承活動を展開する。

II. 将来の担い手確保・育成、魅力ある建設業界の処遇・環境整備の取組

少子高齢化を背景に生産年齢人口が減少する中で、建設業の技能者の約3分の1は55歳以上となっており、他産業と比べても高齢化の進展が著しく進行し、将来の建設業を支える担い手の確保が急務であります。特に若者や女性の建設業への入職や定着の促進などに重点を置きつつ、働き方改革のさらなる促進と魅力ある職場環境を整備することにより、中長期的な人材確保・育成を進めていくことが重要でもあります。

インフラの品質確保と中長期的な担い手の確保・育成を図るため、建設企業における適正な利潤の確保を発注者責務として盛り込んだ画期的な改正品確法等のいわゆる「担い手3法」が施行・運用されましたが、新たな課題に対応し5年間の成果をさらに充実させた「新・担い手3法」の施行によって、令和2年2月には魅力ある建設現場の実現に向けた取組方針や施策展開、広報戦略の検討を目的に、産学官でつくる「建設現場で働く人々の誇り・魅力・やりがい検討委員会」における提言がまとめられ、受発注者が共通の目的やコンセプトの下、一体となった継続的で強力に取組を進める体制の構築など、これらの政策の具現化に向けた施策が講じられており、あらたな3K（給料・休日・希望）に「カッコいい」を加えた「新4K」を掲げての将来にわたる建設業の担い手の確保・育成に向けた魅力ある建設現場を実現する取組も展開され始めております。

原則、国発注工事において令和4年度契約分より適用される総合評価落札方式での賃上げ企業に対する加点措置については、政府が提唱する「成長と分配の好循環」による施策であり、建設業界としても歓迎するところでありますが、その分の単価アップが政策的に計上されるとともに、調査基準価格等の設定において、一般管理費等の算定率も

含め、賃金確保と適正な利潤が確保されるよう必要な改正や現状にあった運用が求められるところであります。

そのような中で、令和4年3月から前倒しの適用となる公共工事設計労務単価については、必要な法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用が反映されるとともに、前回に引く続きコロナ禍であることを踏まえ、前年度を下回った単価が据置される特別措置が適用されたことにより、10年連続の引き上げとなり、宮城県では主要12職種で4.8%増(平成24年度比79.6%増)、全職種で2.7%増(同比71.4%)と大幅な改善が図られたところであり、調査基準価格等の設定も改善の動きが進んでおります。

また、「働き方改革関連法」の施行などにより、建設業における時間外労働の罰則付き上限規制の適用を令和6年度に控え、働き方改革を進め、将来の担い手を確保するため、「強い東北」の実現に向け、官民連携として東北地方整備局、東北6県、仙台市、建設業団体が連携して取組む東北復興「働き方・人づくり改革プロジェクト」が「働き方改革の推進」「生産性向上の推進」「担い手の育成・確保」の3本柱で進められており、統一土曜日の「月2」や全市町村での「ウィークリースタンス」の標準化、ICT・BIM/CIM・遠隔臨場の活用を「ICTサポーター制度」を創設し支援する等、各種取組を東北6県全市町村へ拡大し、オール東北での取組の浸透・定着化を掲げており、我々建設業としての働き方改革への対応も待ったなしの状況にあります。

当協会では、建設業従事者の処遇改善を図るため、国や宮城県に続き地方自治体にも浸透が進むCCUSの普及拡大、事業者・技能者の登録・利用への支援を行います。また、社会保険等加入促進に向けた「社会保険加入促進要綱」を制定しており、会員企業への普及徹底の活動を展開するとともに、協会会員における働き方改革への取組の浸透を図るべく、協会内に設置した「働き方改革検討特別委員会」において、協会としての「働き方改革への取組」を検討・策定し、全国建設業協会を取組む「目指せ週休2日+360時間(2+360 ツープラスサンロクマル)運動」などと連動しながら、「休日 月1+(ツキイチプラス)運動カレンダー」に加え、あらたなに「週休2日制促進カレンダー」の2種類を作成、令和4年度からは毎月第二・四土曜日の月2日を「統一土曜一斉現場閉所」とする設定拡大を行うことで、働き方改革へのさらなる後押しを行います。

これまで普及拡大が進められたICTやIoT、AI活用による魅力ある建設現場を実現する「i-Construction」についても、社会経済状況の激しい変化に対応し、インフラ分野においてもデータとデジタル技術を活用して、国民のニーズを基に社会資本や公共サービスを変革するとともに、業務そのものと組織、プロセス、建設業や国土交通省の文化・風土、働き方を変革しインフラへの国民理解の促進と安全・安心で豊かな生活を実現するため、デジタル技術の活用でインフラまわりをスマートにし、従来の「常識」を変革するインフラ分野のデジタルトランスフォーメーション(DX)の取組が求められていることから、当協会内に設置した「i-Construction小委員会」において、会員企業が対応できる環境整備を図るため、生産性向上への取組を浸透すべく、計画的に進めるための検討、それに基づく会員企業への普及啓発活動を展開しているところであります。

今、建設業が大転換期にある中で、企業の適正な利潤を確保し、生産性向上を図りな

がら、建設従事者の処遇改善、働き方改革を進めるための大前提となるのが、安定的・継続的な事業量の確保とともに、改正品確法における運用指針の全ての発注者並びに現場の最先端に至る隅々への浸透徹底となります。その地域にあった入札契約制度が確立され、会員企業が持続的に健全経営を可能とする環境の整備に努めてまいります。

そのうえで、子どもや保護者などへの戦略的広報の展開を図りながら、将来の担い手の確保・育成に向けた当協会としての各種取組を展開します。

(1) 新・担い手3法の適切な運用の徹底

改正品確法運用指針の5年毎の見直しが実施されており、特に、適正な工期設定においては週休2日を工期に盛り込んだ発注工事が広がりを見るとともに、一昨年には「工期に関する基準」が改正建設業法に基づき勧告されたことにより、「工事発注段階」から「入札契約段階」「工事施工段階」「工事完成後」と段階的な取組が策定されております。また、運用指針においては、「必ず実施すべき事項」「実施に努める事項」「災害対応」の3つに整理され、全ての発注者へ普及・促進段階にある事項を新たな全国統一指標として設定し推進されていることとから、地域建設業が将来の担い手をしっかりと確保・育成するために、各発注者に浸透徹底されるよう各方面への働き方を展開するとともに、当協会の入札契約制度に係る2本柱として掲げる「適正な経費が確保できる受注環境の整備」、並びに「協会会員企業が適正な評価により報われる入札契約制度」についても、施策に反映されるよう宮城県を始めとした各発注者などに対して提案を行う。

また、気候変動が激しい中で、一律でない降雪状況において道路除融雪を含めた維持管理業務の体制維持に危機感を抱いており、令和6年度からの働き方改革における適用除外も含め、適正な経費の計上のもとで、「地域の守り手」として役割を果たし続けられる制度設計となるよう検討・提案も行う。

(2) 処遇改善への対応

社会保険加入の徹底については、標準約款の改正や建設業許可業者に対する未加入企業の全面排除の方向性等、各発注者においても全ての下請企業への社会保険加入義務化が広がりを見せ、さらなる今後の展開としての下請契約の回数制限や労働者一人一人の加入義務付けが進んでいます。

また、多様な人材が建設業で働ける環境整備に向け、建設技能者の就労履歴を蓄積し適正な評価をしていくCCUSについては、宮城県でも総合評価落札方式における加点対象となる等、地方自治体での評価の仕組みの構築が進められており、「業界共通の制度インフラ」として導入や義務化に向けた動きが拡大しており、さらなる利便性・生産性向上への段階的な取組や建設業退職金共済制度電子申請方式が本格運用され、建退共制度とも連動した取組が示されており、最終的には民間工事も含め令和5年度にはあらゆる工事での完全実施とする道筋が発表されていることから、会員企業における登録の支援を行うとともに処遇改善に向けた取組として普及促進・拡大を図ります。

当協会では、平成 29 年 2 月に「社会保険加入促進要綱」を策定し会員企業への普及徹底に努めているところであり、元下における標準見積書の活用並びに適正な労務賃金の支払いによる他産業に負けない処遇改善に努める。

また、建設業での女性の入職促進・定着や職場環境の改善、建設業のイメージアップ等に向けて、ネットワークを構築することで建設業での女性が活躍できる環境整備を目指すことを目的に、当協会内に設置した「宮城建設女性の会 2015」において、建設業で働く女性による勉強会、交流会、子供や保護者とのワークショップ体験や現場パトロール等を実施してきました。しかしながら、ここ 2 カ年はほぼ事業を中止と致しましたが、コロナ禍を考慮しての従来のイベントの展開とともに、全国女性ネットワークである「建設産業女性活躍ネットワーク」、宮城県や NEXCO 東日本、各建設団体組織の女性の会等との関係による活動を展開するなど、女性の会のネットワークによる活動もさらに活発化させ、各種事業との連動を図りながら働きやすい、魅力ある建設現場の実現に向け活動を展開する。

① 元下関係の適正化への対応

- ・社会保険加入促進要綱の普及徹底
- ・社会保険加入促進宣言企業の拡大促進
- ・専門工事業団体や発注機関との意見交換・検討会の開催

② CCUS 運用に係る取組

- ・会員企業(及び会員協力会社)に限定した登録支援業務や説明会等による登録促進
- ・現場運用研修・説明会、ポスター作成などによるシステムの周知・運用徹底活動
- ・建設業退職金共済制度電子化による CCUS との連動した活用の課題把握とその普及活動
- ・CCUS 官民連絡協議会など、各関係団体等の情報共有・浸透活動
- ・外国人労働者受入への調査・検討

③ 宮城建設女性の会 2015 による活動展開

- ・女性目線での建設業の環境改善に向けた活動
- ・女性会員による交流会・見学会・勉強会・パトロール事業
- ・子どもや保護者へのイベントサポート、戦略的広報活動
- ・建設産業女性活躍ネットワークや東北 6 県連携における活動
- ・宮城県、NEXCO 東日本や各建設産業団体組織における女性の会との関係による活動

④ 雇用改善事業対応

若年者雇用や女性就労定着促進、高齢者のさらなる活躍に向けた環境整備に取り組むとともに、当協会の雇用改善の取組方針等を定める委員会並びに意識と機運の醸成を図るための大会等を開催する。

i) 雇用改善推進委員会の開催

- ・委員構成 宮城県建設業協会、行政機関及び専門工事等関連団体

- ・審議内容 事業計画の決定、事業実績の報告等
- ・開催時期 令和5年3月頃（仙台市内で開催）
- ii) 雇用改善推進大会の開催（優良事業所の表彰）
 - ・主催者 宮城県建設業協会
 - ・後援者 宮城労働局、宮城県
 - ・開催時期 令和4年11月頃（仙台市内で開催）
 - ・その他 知事表彰にあわせ優良事業所を会長から表彰及び伝達、さらに記念講演の実施

⑤ 労働災害対策事業

労働災害防止の徹底に向け、宮城労働局や建設業労働災害防止協会宮城県支部と連携した活動を展開する。復旧・復興事業ゼロ災運動の展開により減少傾向にあった建設業での死傷災害も増加に転じており、健康で安全に働くことができる職場環境づくりに向けた事業主の意思を「Safework 向上宣言」として企業内外に表明する制度の普及推進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策について、引き続き「建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」（国土交通省通知）等の適切な対策が講じられるよう周知徹底を図る。

- ・「Safework 向上宣言」企業の普及拡大
- ・建設現場等における新型コロナウイルス感染症対策と費用計上、工期等円滑な運用への活動
- ・労務安全・環境委員会による取組
- ・安全大会、研修等の開催、ポスターやパンフレットの作成配布、啓発・啓蒙
- ・宮城県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画の周知
- ・墜落制止用器具（安全帯）の適切な使用への啓蒙指導
- ・熱中症対策や適正な経費計上、石綿の事前調査結果報告の義務化の徹底等

(3) 働き方改革への対応

「働き方改革関連法」の成立により、建設業においては令和6年度から時間外労働の罰則付き上限規制が適用されることから、国土交通省が中心となり、施工時期の平準化やウィークリースタンスの普及・拡大、受発注者による工程管理の共有など、各種施策の展開が講じられており、建設業における働き方改革への取組が待ったなしの状況にあります。

将来の担い手となる若年層においては完全週休2日制の職場希望が多く、建設業界も対応が迫れている現状において、地域建設業の働き方を取り巻く環境が山積する中、他産業との人材確保競争を勝ち抜き、将来にわたって地域社会に貢献するための取組について、会員企業の実態にあわせながら展開を図る。

また、建設業のあらたな3K（給料・休日・希望）に「カッコイイ」を加えた「新4K」に向けた労働環境改善のための取組、将来を見据えた建設現場における週休2日制の実現や、処遇改善に向けた検討と段階的な取組目標を定めるための「働き方改革検討特別委員会」を協会内に設置し、協会会員における働き方改革への取組を後押しすべ

く、検討・取組を行う。

- ① 「働き方改革検討特別委員会」による実態把握と今後の展開の検討、要望活動
- ② 「休日 月1+ (ツキイチプラス)」運動の展開
 - ・「働き方改革に向けた」運動カレンダー
 - ・「働き方改革」への対応に向けた講習会・説明会などの実施
 - ・発注機関や専門工事業団体などとの意見交換会の実施
- ③ 各発注者と連携して取組む毎月第二・四土曜日の2回を一斉現場閉所とする週休二日制普及促進 DAY の展開

(4) 生産性向上と技術力向上への対応

働き方改革を進め生産性向上を図るため、国土交通省では生産性向上へのIoT等活用による魅力ある建設現場を実現する「i-Construction」について、令和5年度までの生産性2割向上を目指して、新技術・新工法・新材料の導入や利活用が進められるとともに、「BIM/CIM」の運用拡大に向けた全体ロードマップ(案)が示され、インフラのデジタル化が進められる中で、小規模なものを除く全ての公共工事において「BIM/CIM」活用への転換を実現することが発表されている。また、国直轄工事や宮城県などにおいて「ICT活用実施証明書」の発行やその証明書を評価する仕組みが広がりを見せ、書類の簡素化とともにあらゆる分野へのICT施工の導入拡大が進められる中、一律であった積算体系も特に小規模工事におけるICT積算要領等も毎年改訂され、積算基準の見直しも現状にあわせ随時実施される等、急激な変化により進展している状況で、政府が進めるデジタルトランスフォーメーション(DX)やコンクリート構造物のプレキャスト化等の動きに的確に対応し、当協会で設置した土木・農業土木委員会の下部組織としての「i-Construction小委員会」において会員企業が対応できる環境を整備・検討し、その普及啓発活動に努める。

コロナ禍によって進む遠隔臨場や情報共有システム(ASP)など、東北6県建設業協会等で組織する「東北工事情報共有システム研究会」において、普及・改善活動を展開しているが、国直轄事業では、工事や業務の電子データを受発注者間で共有・連携するシステムの実用化として、工事単位とプロジェクト単位でそれぞれシステムのプロトタイプを構築し、令和4年度より試行を開始することが公表されていることから、その動向も注視しつつ、研究会と連携・協力し現場技術者の負担軽減のため、ベンダー企業や発注機関への要望提案、会員企業への普及啓発とともに導入が進んでいない地方自治体工事などへの普及拡大活動を展開する。

さらに、工事書類は技術者にとって現場での大きな負担となっている現状に対し、各発注者が簡素化に向けた取組を展開しており、国と宮城県、仙台市での工事書類の標準化が進み、統一化が図られたところであり、宮城県検査要項についても令和4年度より大幅に改正されたところでありますが、当協会としてもさらなる書類の簡素化に向けた検討・提案を行う。

日々変化する情勢及び技術・技能の進展に対し、国民の福祉に役立つ良質な目的物を創造するために必要となる技術力と資質の向上を図ることを目的として、継続的に学習

することが求められており、当協会においても宮城県土木施工管理技士会と連携のもと、技術者・技能者を対象とした技術力向上のための継続学習（CPD）研修会を定期で開催する。

- ① 「i-Construction 小委員会」による検討と会員への普及拡大活動
- ② 円滑な現場の施工確保に向けた各種対応
- ③ 現場実態に関する調査と課題整理
- ④ 書類の簡素化に向けた取組の展開
- ⑤ 遠隔臨場、リモート化・デジタル化への対応
- ⑥ BIM/CIMを含めた「i-Construction」研修・実習、現場見学会
- ⑦ 建設分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）への対応
- ⑧ CPD（継続学習）による技術力向上研修会（技士会と連携）
- ⑨ 土木又は建築施工管理技術検定試験準備講習会

（5）戦略的広報活動による建設業の正しい理解促進のための取組

高校や大学における建設系学科が県内でも激減傾向となる中で、一般や保護者、学生、子どもたちへの地道で継続的な建設業への理解促進活動が重要であり、地域の安全・安心で快適な暮らしを支える地域の守り手としての地域建設業の重要な役割を果たす建設業の学びの場を増やす活動の展開を行う。平成 27 年度に当協会内部組織として設立した「宮城建設女性の会 2015」や「宮城県建設業青年会」などと連携・連動し、これまでも展開してきた各方面への広報活動や就活ゼミ、子どもや学生、その保護者、一般を対象にした現場体験・見学会などを展開するとともに、各イベントへの参画により建設業の魅力とやりがい、誇りの持てる産業であることの認識を広める活動を展開する。

また、平成 30 年度より「みやぎ教育応援団」に登録し児童館を始めとした子どもたちなどへのものづくり出前講座の企画も展開し、様々な機会を通じさらなる建設業の魅力を発信する。

宮城県との共催での親子現場見学会が県内に広がりを見せ、官民合同の PR イベントとしての「みやぎ建設ふれあいまつり」、工業高校への出前講座となる「建設業架け橋サロン」が大盛況の様相となっており、令和 3 年度のさらなる展開が期待されたところではありますが、引き続きのコロナ禍において、縮小や遠隔での対応を余儀なくされました。令和 4 年度においては、充実してきたこれらイベントで蓄積したノウハウを共有しながら、変革する建設業の体験等ができる企画・出展を検討してまいります。

このような場面・機会を数多く設けるとともに、一般への広報体制を強化し、危機管理産業としての「エッセンシャルワーカー」に位置付けられる地域建設業、災害時には「地域の町医者」として、即座に駆けつける迅速・機動力を持って対応する必要不可欠の心強い産業であることを含めて、生活に密着する身近な地域建設業であることなどの理解促進を強力に進めるため、一般紙や広報誌・協会ホームページ媒体を有効に活用した業界活動等の紹介、及びマスコミ対応としての記者クラブへの積極的なアプローチ等様々な広報ツールを活用し情報発信に努めてまいります。

- ① 建設業の正しい理解のための各方面への広報活動

- ・現場の見える化による現場見学会等の展開
 - ・広報冊子や映像などを作成し配布
 - ・各種イベント等での主な広報
- ② 一般紙による広告掲載
- ・年 4 回（6.12・9.1・11.5・3.11）での地元一般紙における「変革する地域建設業の未来」を防災の日に番組欄下段に掲載。
- ③ 県内学校などへの就活ゼミ・建設業経理事務士の資格取得支援の展開
- ④ 県内高校における「みやぎ建設産業架け橋サロン」の展開
- ⑤ 協会リクルートガイドブック作成による活動
- ⑥ 「みやぎ教育応援団」登録による出前講座支援
- ⑦ 学校との連携による事業
- ⑧ 3.11 伝承ロード事業への支援、協力 等

Ⅲ. 指定地方公共機関としての責務を果たし、県民の安全・安心の確保に向けた取組

地域建設業は地域並びに住民の安全・安心を確保する大変重要な役割・責務を担っており、東北地方整備局並びに宮城県などとの災害協定締結に基づく支援体制のさらなる強化とともに、災害発生時に迅速かつ機動的な対応を可能とするため、地方公共団体が作成する「地域防災計画」のなかに、防災組織の一員として位置付けられる災害対策基本法に基づく宮城県の「指定地方公共機関」として平成 26 年 3 月に当協会が指定されたことにより、これまで以上に責任を持った活動が求められているところであります。

当協会の防災計画についても適宜・的確に更新作業を進めるとともに、会員企業への BCP 策定の普及や災害対応資機材データベースの整備によるマネジメントの構築、さらには、被災現場における遠隔臨場等の活用も含めた災害情報共有システムなど、複数ツールの通信手段による有効な連絡体制の整備を図り、各発注者・関係機関と一体となった実践的な災害訓練を定期で開催することで、より強固な体制・組織作りに努めてまいります。

また、宮城県とは平成 22 年 9 月に各地で広がる豚熱(CSF)、口蹄疫、並びに鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時の埋却作業等に協力する「家畜伝染病の発生時における緊急対策業務に関する協定」、や県内での不法投棄の抑止を図るための「廃棄物の不法投棄の情報提供に関する協定」を締結し、県内全域を網羅する協会組織だから対応できるものとして、地域並びに住民の安全・安心で快適な暮らしを支える活動を展開しているところであります。

建設業としての特性を生かした地域のために、地域とともに地域に根ざした活動として展開している道路・河川清掃等の環境美化活動、子ども 110 番パトロール活動、現場体験・実習活動、献血推進活動に加え、宮城県等と協定を締結し実施する被災地沿岸部の防災林再生活動など、社会貢献活動への積極的な参画により県民・社会からの正しい理解が得られるよう信頼される関係の構築に努めるとともに、SDGs への取組が業態如何にかかわらず国際的に求められている中で、SDGs の大きな柱である脱炭素社会の構築に向けた技術開発や実用化の動向等についての情報収集に努め、地域建設業の SDGs

の課題解決に資する経営行動とその広報活動を支援するための取組を行う。

このように、協会組織・会員企業が地域社会を担う基幹産業であるとともに、特に人々の生活に欠かすことのできない「エッセンシャルワーカー」としての役割を担い、災害時等には真っ先に駆けつける「地域の町医者」的に活動する危機管理産業であることを十分に認識し、建設業の特性を活かしながら地域並びに住民の安全・安心を確保するための様々な活動の取組を行う。

さらには、復興後を見据えた地域建設業のあり方や維持更新時代に向けた体制づくりとして、県政運営の指針となる総合計画「新・宮城の将来ビジョン」と分野別計画「宮城県土木・建築行政推進計画（2021～2030）」を上位計画とし、建設産業振興に関する個別計画として位置付けられる「地域の守り手として宮城の県土づくりを担う持続可能な建設業」を基本理念とした令和3年度からの「第3期みやぎ建設産業振興プラン」に基づき、良好なパートナーシップのもとにしっかりと位置付けられた活動が展開できるよう検討・提案を行う。

（1）緊急災害対策事業

- ① 東北地方整備局や宮城県に加え、NEXCO 東日本仙台東管理事務所、仙台国際空港(株)等と締結している緊急災害時の応急対策業務を踏まえ、会員各社の協力のもと支援体制を整備し、迅速な対応を図るための行動マニュアルの策定、及び通信設備の有効的な活用等を促進するとともに、会員各社の災害対応資源のデータベースを整備したマネジメントの構築に努める。建設分野での DX が進められる中、「ASP を活用した情報共有システム」による携帯端末映像やウェアラブルカメラ等の遠隔臨場の活用を始めとした複数ツールの採用・検討を行うとともに、習熟度をあげるための説明会等を開催し会員企業への徹底を図り、維持管理業務などの日常業務での活用も視野に一般的な活用となるよう啓蒙・普及を行う。また、頻発する災害の教訓などをもとに、各協定機関との組織体制のさらなる強化を図り、各機関合同による実地訓練を定期に開催することで実効性のあるものとしてまいります。さらに、被災地宮城県では、この震災対応経験により普及拡大を推し進める事業継続計画 (BCP) 策定への重要性について会員企業への普及促進を図るとともに、各支部・会員企業との通信手段の確保、各支部に常備している地域住民向け災害対策備蓄用品を点検整備して有事に備えます。

また、東北6県持ち回りで6年に1回、宮城県内で開催される水防演習として、「北上川下流及び江合川・鳴瀬川総合水防演習」の実施がコロナ禍によって2年連続の延期を余儀なくされましたが、本年5月の予定であることから、当協会でも参画し水防技術・意識の高揚を図ってまいります。

宮城県と締結する「家畜伝染病の発生時における緊急対策業務に関する協定」においては、全国的に感染が拡大する「豚熱」についても、宮城県内で昨年12月12日に初めて大河原町の養豚場で発生し、宮城県との防疫協定を締結する当協会の仙南支部会員が中心となり、24時間体制での対応にあたったところであり、さらに防疫措置完了後、立て続けに12月25日には丸森町内の養豚場で発生し、こちら

は年末年始返上での作業にあたり、合わせて約 18,000 頭の殺処分・埋却等に対し、冬季の降雪がある中での過酷で困難なミッションを完了致しましたが、有事の際には 72 時間の時間制限があることから、引き続き各出先担当機関との連携による埋却場所の事前確認や埋却作業等における実地訓練、有事の際の体制整備等、定期的に訓練・研修等を行い、担当部局との共通認識のもとに速やかにミッションを遂行できる体制づくりに努める。

特に 12 月の防疫措置においては、当初の協定以外の緊急要請にも対応したところではありますが、想定外内容も含めあらためて情報共有を図り、協定内容の見直しも含め、さらなる迅速・的確な対応となるよう関係機関との協議等を進める。

- ② 地域並びに住民の安全・安心確保のさらなる体制確立のため、災害発生時に迅速かつ機動的な対応を可能とし、地域防災計画のなかに協会組織が位置づけられる災害対策基本法に基づく指定地方公共機関への指定について、全国建設業協会傘下の各都道府県建設業協会が東日本大震災を契機に広がりを見せており、平成 27 年 10 月には内閣総理大臣より全国建設業協会が「指定公共機関」に指定され、当協会においては、平成 26 年 3 月に宮城県の「指定地方公共機関」に建設業団体として唯一指定されております。頻発する様々な災害等への備えとして、既に提出している当協会における防災計画においても、的確に対応できるよう防災組織体制の強化とともに見直し・検討・整備を図る。

(2) 社会貢献、CSR 活動、SDGs への取組等

- ① コンプライアンスの徹底があらゆる企業活動の基本であることから、全国建設業協会が策定している「建設企業（団体）行動憲章」等を活用し、会員企業の関係法令の遵守と社会からの信頼に応えるための適正な事業活動の推進等について普及徹底を図る。
- ② 子供たちが安全に安心して生活できる街づくりと子供の犯罪被害未然防止に寄与するため、子ども 110 番パトロール事業を積極的に推進するとともに、さらなる強化対策としての青色回転灯によるパトロール事業の普及活動・導入拡大に努める。
また、国が推進している安定的な集団献血の確保並びに血液の安定的確保に資するための献血推進活動、河川・道路等の環境美化活動等の積極的な展開、子供たちや一般の方々と協働しての被災地沿岸部における防災林の管理、保育活動等、地域における基幹産業としての使命と社会的責任を果たしながら、健全な事業活動を通して建設業界の発展と地域社会への還元を図り、国民・社会の信頼回復に努め企業・団体価値を高める。
- ④ 17 の開発目標と 169 のターゲット、232 の指標が定められた国際的な目標である SDGs の取組によって、持続可能な社会の実現と美しい地球環境の保全のために、サステナビリティに配慮した誠実で責任ある事業活動を行い、建設業の持つ力を活かした持続可能な社会の実現に貢献できるよう、課題解決に資する経営行動と広報活動の支援等を検討する。

また、政府が 2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「カーボン

ニュートラル」を掲げていることから、施工において、短期的には生産性が向上する ICT 施工、中長期的には革新的建設機械（電動、水素、バイオ等）の使用原則化。住宅・建築物の脱炭素化に向けては、改正建築物省エネ法の適切な運用、LCCM 住宅（ライフサイクルカーボンマイナス住宅）や ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等の普及促進等が示されていることから動向を注視し検討のうえ対応を図って行く。

④ 暴力追放対策事業

- ・宮城県建設関連団体暴力追放推進協議会による事業推進（総会及び専門部会などを開催し協議）
- ・宮城県復興事業暴力団等対策協議会等への参画による活動展開
- ・暴力追放広報用ポスター等の作成・配布に指導啓蒙

IV. その他事業・行事の開催

(1) 優良会員などの表彰

① 定時総会における会員表彰等

- ・優良役員、会員、会員の従業員及び事務局職員に対し会長から表彰する。
- ・会長内申にもとづく（一社）全国建設業協会会長及び（公財）建設業福祉共済団理事長表彰、勤労者退職金共済制度普及協力者表彰を会長から伝達する。

② 優良工事施工業者への表彰

- ・知事より表彰を受けた優良工事業者である会員に対し会長から表彰を行う。

③ みやぎの建設技能グランプリ

- ・永年技能専門職として、業務改善、後継者の育成及び労働災害防止等に功績のあった技能工に対し会長から表彰する。

(2) 支援・助成事業

① 建設産業振興事業及び会員企業経営支援

- i) 会社経営基盤強化に関する情報の収集に努め、会員に積極的に提供する。また、顧問弁護士と連携しながら、会員の経営上の問題解決に協力する。
- ii) 会員の資金繰り円滑化を支援するため、宮城県建設業協同組合と連携し下請セーフティーネット債務保証事業など工事代金譲渡制度を活用するとともに、発注者への工事代金の早期支払いを要請する。また、東日本建設業保証(株)と連携し、工事代金の前払・中間前払金制度等の活用拡大について県内市町村に働き掛ける。

② 支部活動の支援事業

各支部の運営を支援するため助成金等を交付するとともに、支部事務局長・事務局会議を開催し協会と支部相互間の連携を深め活動の円滑化を図る。

③ 関連団体助成事業

建設業の発展に貢献し、協会活動と緊密な関係にある団体の運営等を支援する。また、その他関連団体についても必要な支援を行う。

④ 業界活動事業

(一社)全国建設業協会、東北建設業協会連合会、(一社)東北経済連合会及び県内業界団体等に参加し、その会費を負担するとともに各種事業に積極的に参加する。

⑤ イベント支援事業

建設業の振興のため開催される次の大会等を支援する。

- i) 「K・DAY」(宮城県建設専門工事業団体連合会及び協会との共催)
- ii) その他建設産業振興のため開催されるイベント等

⑥ 社会貢献事業等

公益的事業に賛同し、その事業等を支援する。また、震災の教訓や震災伝承について活動を展開する「(一財)3.11伝承ロード推進機構」を支援する。

(3) 受託(収益)事業等

会員の経営能力向上と従業員の福祉の充実を図るとともに、収入の確保に努めるため、次の事業を積極的に推進する。

① 建設業退職金共済事業の推進

独立行政法人勤労者退職金共済機構の委託を受け、県内建設業者の従業員を対象に退職金共済事業の窓口業務や加入促進を行う。制度に係る就業実績報告ツールを活用した電子申請方式の利用に向けた周知・浸透を図る。

② 建設キャリアアップシステム(CCUS)事業の推進

(一財)建設業振興基金の委託を受け、技能労働者の就労履歴等を蓄積するCCUSについて、国や宮城県、地方自治体でもCCUSモデル工事が始まるとともに、総合評価方式での評価項目に設定される等活用が広がり始めており、事業者・技能者の登録に向けたさらなる普及促進を図るための研修・説明会等を行うとともに、会員企業における登録のサポート業務を展開する。また、建設業退職金共済制度の電子申請方式が開始されたことを踏まえ、同方式と連動してのCCUS活用導入が計画されていることから、あわせて周知・浸透を図る。

③ 建設共済(法定外労働災害補償制度)の加入促進

(公財)建設業福祉共済団より受託を受け、法定外労働災害補償制度の加入促進を図るため、説明会の開催や機関誌への掲載、企業訪問等を行う。

④ 建設業経理士・経理事務士試験等の実施

(一財)建設業振興基金の依頼を受け、建設業経理士及び経理事務士の資格取得を目指す者を対象に特別研修、検定試験及び登録講習を実施する。なお、登録建設業経理士が経営事項審査の改正により評価対象となることから、その養成にも努める。

⑤ マニフェストの委託販売

建設マニフェストセンターの委託を受け、建設系マニフェスト(産業廃棄物管理票)を建設業者等の産業廃棄物排出業者へ販売する。

⑥ 講習会等の開催

関連団体の依頼を受け、または共催で建設業各社の技術・技能と働き方改革や経営能力向上を図るための講習会等を開催する。

⑦ 法定用紙等の販売

関係機関への提出書類など作成に必要な用紙類及び関係図書を販売する。

⑧ 前払金保証制度推進事業の実施

東日本建設業保証(株)の委託を受け、宮城県内における前払金保証制度等の普及・促進を図る。

⑨ 工事情報共有システムの普及・運用

現場技術者の負担軽減と遠隔臨場等の対応も含め、国や宮城県などで一般化され、県内地方自治体でも活用が始まる工事情報共有システムについて、未導入県内地方自治体へのさらなる普及拡大を図り、東北工事情報共有システム研究会と連携のもと、工事情報共有システムの運用窓口として対応を行う。

(4) 管理運営的事業

① 総会の開催

i) 令和4年度定時総会

- ・期日場所 令和4年5月26日(木) 仙台市青葉区 ホテルメトロポリタン仙台
- ・議 題 事業報告と決算の承認 等

ii) 臨時総会 必要に応じ

③ 会議の開催(web形式含む)

i) 正副会長会議 必要に応じ

ii) 常任理事会 概ね3ヶ月に1回開催

iii) 理事会(役員会) 概ね3ヶ月に1回開催

iv) 監査会 原則として年1回開催

v) 各種委員会等 必要に応じ

③ 広報活動の推進

機関誌「宮建ジャーナル」及びインターネットホームページ、広報PR誌等を活用し協会活動を紹介するとともに、各種情報を収集しEメール送信や配送により会員に提供する。

④ 表彰内申及び慶弔等

- ・叙勲、国家褒章及び建設功労者表彰等の内申
- ・表彰された会員または協会関係者に対する祝金等の贈呈
- ・会員または協会関係者が死亡された際の弔慰金等の贈呈

⑤ その他

- ・官公庁及び建設関係団体等との連絡会議等の開催
- ・激甚災害等への対応